

新体制で農地利用状況調査スタート

課題は「再生利用の必要性・緊急性の高い遊休農地」の絞り込み

農業委員会が利用状況調査を実施する時期を前に、府内の農業委員会と農業会議は、今年の利用状況調査において「再生利用の必要性・緊急性の高い遊休農地」を明確にし、市町村、農地中間管理機構など、関係機関とともに再生利用の検討を進めていくことを確認した。

一筆ごとに対策を検討

地域での話し合いが重要

農業委員会は農地法に基づき、管内の農地の利用状況を年1度、調査することが義務づけられている。これまで再生利用が可能とされた遊休農地だけでも府内全体で約780軒(2015年調査)が確認されている。農地法では、農業委員会がこれらの遊休農地の所有者に対し、意向確認した上で、受け手への貸し付けなどを進めることとなっているが、再生利用はなかなか進まないのが実態だ。

このため、あらかじめ調査の段階で優先的に再生利用を図っていく遊休農地を

絞り込み、一筆ごとに対策を検討していくことをねら

調査票のイメージ			再生利用の必要性の高い遊休農地		地域や周辺農地の状況			備考
4 荒廃	5 山林・原野化	6 その他	判断	再生利用の必要性の高い遊休農地	隣接農地への影響大	地域の要望が強い	あてはまらない場所が存在	
○			A	<input checked="" type="checkbox"/>	○	○	○	荒廃が続くと下流の田がすべて荒廃の恐れ
○			A	<input checked="" type="checkbox"/>	○	○	○	荒廃が続くと下流の田がすべて荒廃の恐れ



一筆ごとに利用状況を確認する農業委員会委員。今年は遊休農地の所在に加え、地域目線で再生利用の必要性・緊急性の高いものをセレクトしていく

いとしている。具体的には、「周辺農地への影響が著しい」「景観上、問題となっている」などをチェックしていく(イメージ図参照)。多くの農業委員会では今月以降、農業委員、最適化推進委員らが中心となり、

19農委会が新体制に移行

農地利用の最適化推進に拍車

府内19市町村の農業委員会が、今月20日から来月8日にかけて順次、新体制に移行する。

農地面積200軒超の16市町村では、初総会で農地利用最適化推進委員を委嘱し、農業委員と推進委員が協働で「農地利用の最適化推進」(担い手への農地集積、遊休農地対策、新規参入促進)に取り組む体制を整備する。

19委員会の委員定数は449人で、移行前より35人増えた(農業委員276人、推進委員173人、皆増)。推進委員が定数を下回る委員会があるため、最終的な委員数は440人程度となり、うち女性委員は4人増えて45人

▼推進委員を委嘱(16市町村) 〓長岡京市、宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、宇治田原町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、綾部市、舞鶴市、福知山市、宮津市、伊根町

▼農業委員のみ(3市町) 〓向日市、大山崎町、笠置町

「再生利用の必要性・緊急性の高い遊休農地」を見つけて出していくことになる。新体制に移行した委員会では、実質、新委員の初仕事になる。

遊休農地を再生する場合、周辺の農地と一体的な利用が可能となれば受け手の幅も広がる。所有者の同意はもちろんだが、周囲の協力が得られるか、地域ぐるみの対応ができるかが成否の分かれ目になる。

調査後は、遊休農地の問題を他人事ととらえず、結果を踏まえ、地域で話し合うことがとりわけ重要な課題となる。